

公費負担（選挙公営）の手引き

令和8年9月
丸森町選挙管理委員会

は じ め に

この手引きは、丸森町長選挙及び丸森町議会議員選挙（補欠選挙を含む）において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続きについてまとめたものです。

目 次

第1章 公費負担制度の概要

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の限度額	2
5	諸手続き	3

第2章 公費負担の手続き

	公費負担手続きの処理の流れ	6
1	選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）	8
2-1	選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外）	10
2-2	選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）	12
2-3	選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）	14
3	選挙運動用ビラの作成	16
4	選挙運動用ポスターの作成	18

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q&A

1	共通事項	20
2	自動車の借入れ	21
3	燃料の供給	24
4	運転手の雇用	25
5	選挙運動用ビラの作成	26
6	選挙運動用ポスターの作成	27

第1章 公費負担制度の概要

1 公費負担制度とは

この制度は、町長選挙及び町議会議員選挙（補欠選挙を含む）に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「**選挙運動用ビラの作成**」及び「**選挙運動用ポスターの作成**」の各有償契約について、供託物が没収されない候補者に限り、条例で定められた限度額の範囲内で町が各契約業者等に直接その費用を支払うものです。

2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、公職選挙法及び町の条例で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

公費負担制度においては、公費負担の対象者となる候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られ、供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

供託物没収点

- ・町長選挙の場合
- ・町議会議員選挙の場合
(補欠選挙を含む)

$$\text{有効投票総数} \times 1 / 10$$

$$\text{有効投票総数} \div \text{議員定数} \times 1 / 10$$

4 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区 分		内 容 等	1日の限度額 (最大限度額)
1 一般運送契約（ハイヤー等契約）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	64,500円 (322,500円)
2 その他の契約 (一般運送契約以外)	①自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	16,100円 (80,500円)
	②燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,700円 (38,500円)
	③運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額（同一の日において1人に限る）	12,500円 (62,500円)

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※最大で告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

ただし、選挙が無投票となった場合は、告示日のみ（1日分）が対象になります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	作成限度枚数	限度額（単価）
町長選挙	5,000枚	8円38銭 (1枚あたり)
町議会議員選挙 (補欠選挙を含む)	1,600枚	

※1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とします。（端数切り上げ）

※選挙管理委員会が交付した証紙を貼った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

※ビラの規格：長さ29.7センチメートル・幅21.0センチメートル（A4版）以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所

【例】町議会議員選挙運動用ビラ1,600枚の作成を14,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、 $14,000円 \div 1,600枚 = 8.75円$ になります。この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $8円38銭 \times 1,600枚 = 13,408円$ が公費負担の対象となります。

この額を超える分592円は、候補者の負担になります。

なお、町議会議員補欠選挙においても、同様です。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

内容等	作成限度枚数	限度額（単価）
選挙運動用ポスターの作成 （長さ42センチメートル、 幅40センチメートル以内）	ポスター掲示場数	$(586.88\text{円} \times \text{ポスター掲示場数} + 158,125\text{円}) \div \text{ポスター掲示場数}$ ※1円未満の端数がある場合は、その端数は1円とします。（端数切り上げ）

【参考】

町長及び町議会議員選挙（補欠選挙を含む）におけるポスター掲示場数 71か所	71枚	$(586.88\text{円} \times 71\text{か所} + 158,125\text{円}) \div 71\text{か所} \div$ 2,814円（1枚あたり）
--	-----	---

※作成限度枚数とポスター1枚あたりの単価限度額により算出されるポスター作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

【例1】選挙運動用ポスター100枚の作成を120,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、 $120,000\text{円} \div 100\text{枚} = 1,200\text{円}$ になります。
この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、
 $1,200\text{円} \times 71\text{枚} = \underline{85,200\text{円}}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分34,800円は、候補者の負担になります。

【例2】選挙運動用ポスター100枚の作成を300,000円で契約した場合

- ・1枚あたりの作成単価は、 $300,000\text{円} \div 100\text{枚} = 3,000\text{円}$ になります。
この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、
 $2,814\text{円} \times 71\text{枚} = \underline{199,794\text{円}}$ が公費負担の対象となります。
この額を超える分100,206円は、候補者の負担になります。

5 諸手続き

(1) 契約の締結と届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届け出なければなりません。

- ア 届出先 丸森町選挙管理委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出の前の場合・・・立候補届出の時
契約が立候補届出の後の場合・・・契約締結後直ちに
- ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

留意事項

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限られます。

(2) 確認申請

下記アについては、(1)の契約届出と同時に確認申請が必要です。

ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

イ 確認申請の方法

- ・契約の相手ごとに作成した確認申請書を提出してください。
- ・確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

ウ 確認申請書の提出先 丸森町選挙管理委員会

エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに各業者等に提出してください。
- ・確認書は、各業者等が代金を請求する際に請求書に写しを添付する必要があります。

(3) 使用（作成）証明書の交付

(1)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、各業者等に交付（1部）しなければなりません。なお、この「使用（作成）証明書」は、各業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した各業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、選挙の結果当該候補者が供託物を没収される場合は、公費負担の請求はできません。

ア 請求する際に必要な提出書類

区 分		必 要 書 類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合 (ハイヤー・タクシー)	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号その 1】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2（自動車の借入れ）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号その 1】
	燃料代	①請求書【様式第 13 号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2（燃料代）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号その 2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書（写）【様式第 7 号】
	運転手の報酬	①請求書【様式第 13 号】 ②請求内訳書【様式第 13 号（別紙）その 2（運転手）】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 10 号その 3】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第 14 号】 ②請求内訳書【様式第 14 号（別紙）】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 11 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書（写）【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第 15 号】 ②請求内訳書【様式第 15 号（別紙）】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 12 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書（写）【様式第 9 号】

イ 請求書提出の際の注意事項

- ・ 支払方法は口座振込となりますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

ウ 請求書の提出先

〒 9 8 1 - 2 1 9 2

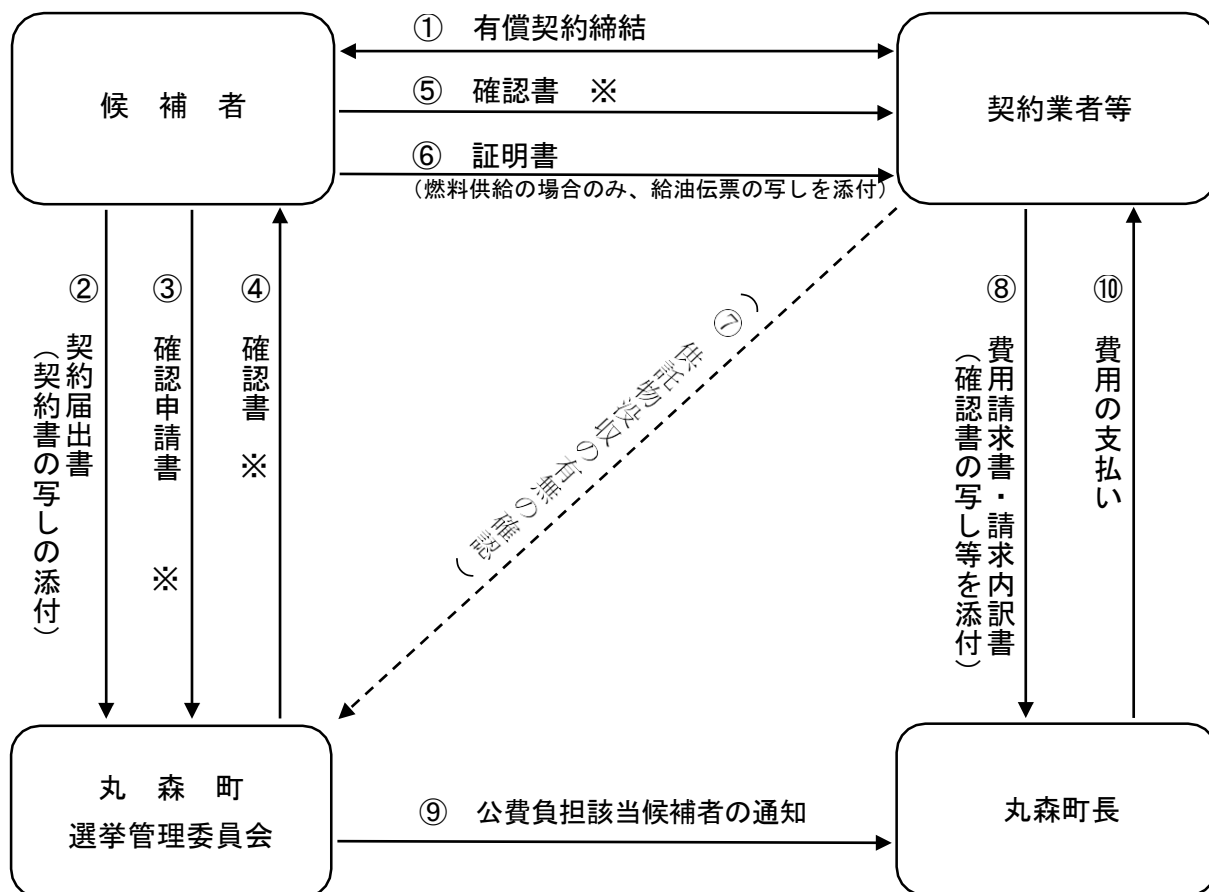
丸森町字鳥屋 1 2 0

丸森町選挙管理委員会事務局

電話： 0 2 2 4 - 7 2 - 2 1 1 7

第2章 公費負担の手続き

公費負担手続きの処理の流れ



注) ※印の手続きは、燃料供給契約並びにビラ及びポスター作成契約の場合のみ必要となります。

立候補届出前に

【候補者と契約業者等】

- ①有償契約の締結（契約書作成）

立候補届出時以降に

【候補者から町選管へ】

- ②契約届出書の提出 ・ 様式第 1 号（自動車） ・ 様式第 2 号（ビラ） ・ 様式第 3 号（ポスター）
※添付書類 ①契約書の写し
- ③確認申請書の提出 ・ 様式第 4 号（燃料代） ・ 様式第 5 号（ビラ） ・ 様式第 6 号（ポスター）
※確認書類 ①伝票の写し

【確認後、町選管から候補者へ】

- ④確認書の交付 ・ 様式第 7 号（燃料代） ・ 様式第 8 号（ビラ） ・ 様式第 9 号（ポスター）

【候補者から契約業者等へ】

- ⑤確認書の提出 ・ 様式第 7 号（燃料代） ・ 様式第 8 号（ビラ） ・ 様式第 9 号（ポスター）
-

選挙終了後

【候補者から契約業者等へ】

- ⑥証明書の提出 ・ 様式第 10 号その 1（自動車） ・ 様式第 10 号その 2（燃料代）
※添付書類 給油伝票の写し
- ・ 様式第 10 号その 3（運転手）
- ・ 様式第 11 号（ビラ） ・ 様式第 12 号（ポスター）

【契約業者等から町選管へ】

- ⑦供託物没収の有無の確認（必要な場合）

【契約業者等から町へ】

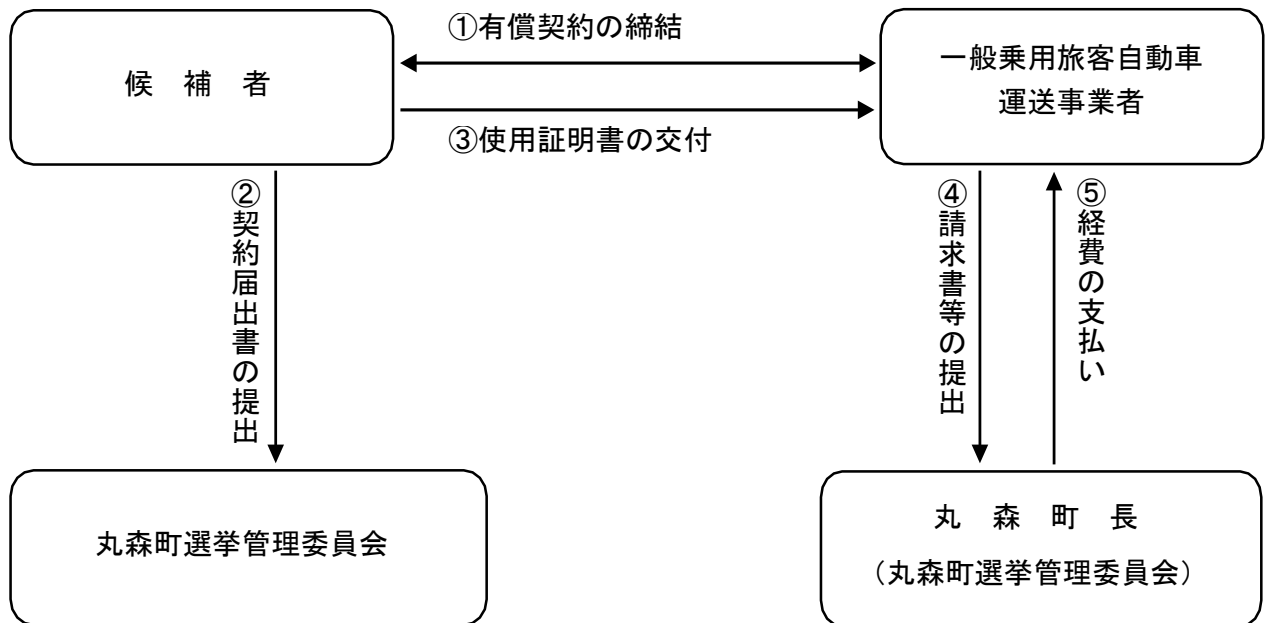
- ⑧費用の請求 ・ 様式第 13 号（自動車） 請求内訳書別紙その 1、その 2
- ・ 様式第 14 号（ビラ） 請求内訳書別紙
- ・ 様式第 15 号（ポスター） 請求内訳書別紙
- ※添付書類 ⑤確認書の写し（燃料代、ビラ及びポスターのみ）、
- ⑥証明書、振込口座通帳の写し（口座番号及び振込名義のわかる箇所）、
給油伝票の写し（燃料代の場合）

1 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
（立候補届出のとき） あ ら か じ め	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第 1 号】	
	契約書の写し	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第 10 号その 1】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第 13 号】	
	請求内訳書 【様式第 13 号（別紙）その 1】	

選挙運動用自動車の使用
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約）
 ※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 （候補者と運送事業者）	選挙運動用自動車運送契約書	
②	契約届出書の提出 （候補者⇒町選管）	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書（写）
③	使用証明書の交付 （候補者⇒運送事業者）	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号その1】	
④	請求書等の提出 （運送事業者⇒町長）	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号（別紙）その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い （町長⇒運送事業者）		

注） 1 供託物が没収される候補者の経費については、町長に④の請求をすることができません。

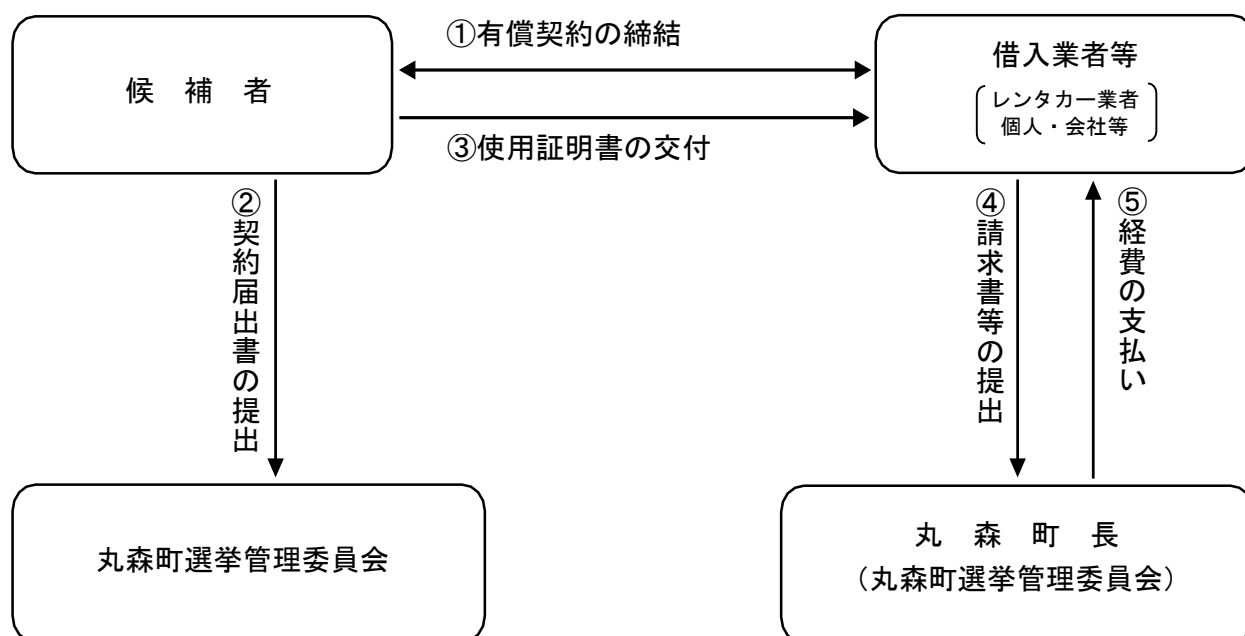
2 町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

2-1 選挙運動用自動車の借入れ（ハイヤー・タクシー以外） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
(立候補届出のとき) あ ら か じ め	選挙運動用自動車使用契約届出書 様式第1号】	
	契約書の写し	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第10号その1】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第13号】	
	請求内訳書 【様式第13号（別紙）その2（自動車の借入れ）】	

選挙運動用自動車の使用
（自動車の借入れ）
 ※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書(写)
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号その1】	
④	請求書等の提出 (借入業者等⇒町長)	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(自動車の借入れ)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町長⇒借入業者等)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町長に④の請求をすることができません。

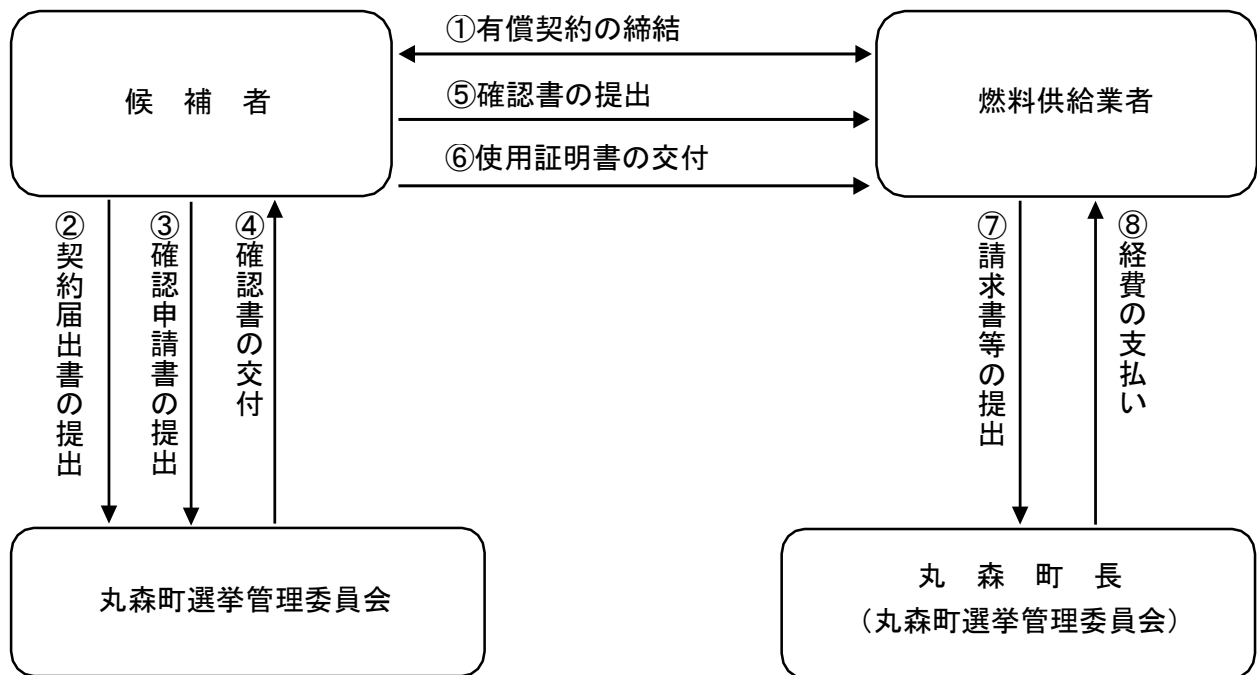
2 町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

２－２ 選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
（立候補届出のとき） あ ら か じ め	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第４号】	
請 求 の と き	選挙運動用自動車燃料代確認書の写し 【様式第７号】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料代） 【様式第１０号その２】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】	
	請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（燃料代）】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用
(燃料代)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書(写)
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第10号その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書等の提出 (燃料供給業者⇒町長)	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(燃料代)】	④の確認書(写) ⑥の使用証明書給 油伝票の写し
⑧	経費の支払い (町長⇒燃料供給業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町長に⑦の請求をすることができません。

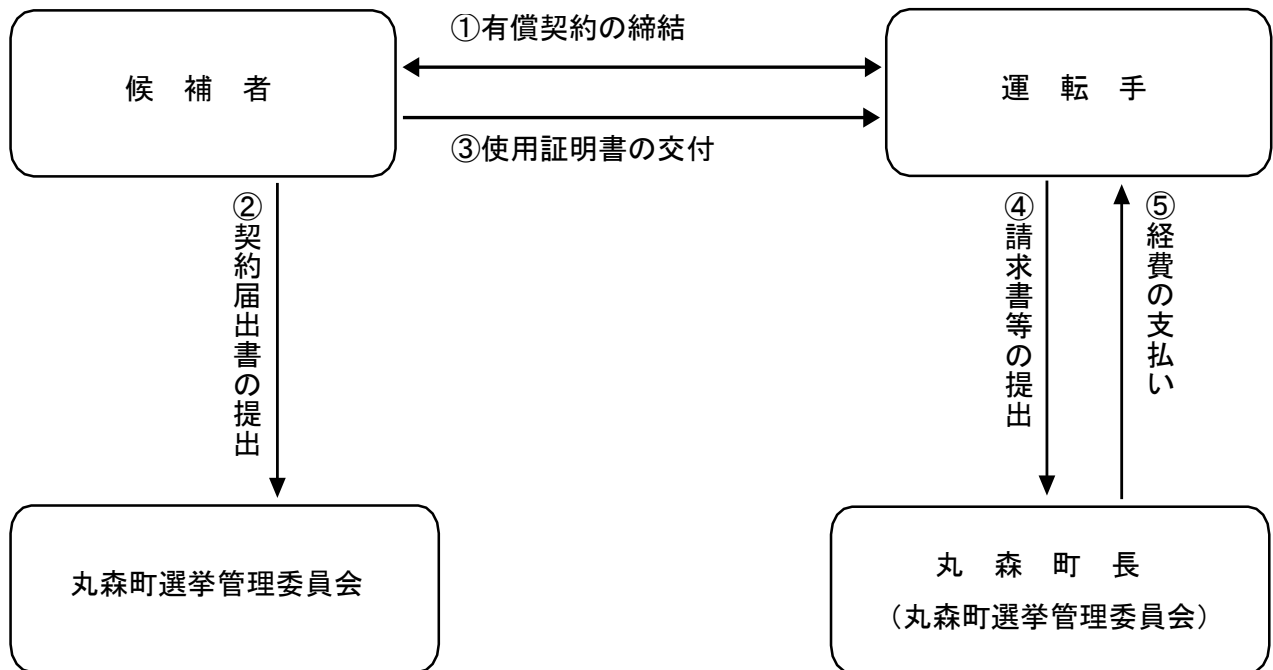
2 町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

２－３ 選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外） （一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合）

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
（立候補届出のとき） あ ら か じ め	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第１号】	
	契約書の写し	
請 求 の と き	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第１０号その３】	
	選挙運動用自動車使用費用請求書 【様式第１３号】	
	請求内訳書 【様式第１３号（別紙）その２（運転手）】	

選挙運動用自動車の使用
(運転手の雇用)
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約書(写)
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第10号その3】	
④	請求書等の提出 (運転手⇒町長)	選挙運動用自動車の使用費用請求書 【様式第13号】 請求内訳書 【様式第13号(別紙)その2(運転手)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払い (町長⇒運転手)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町長に④の請求をすることができません。

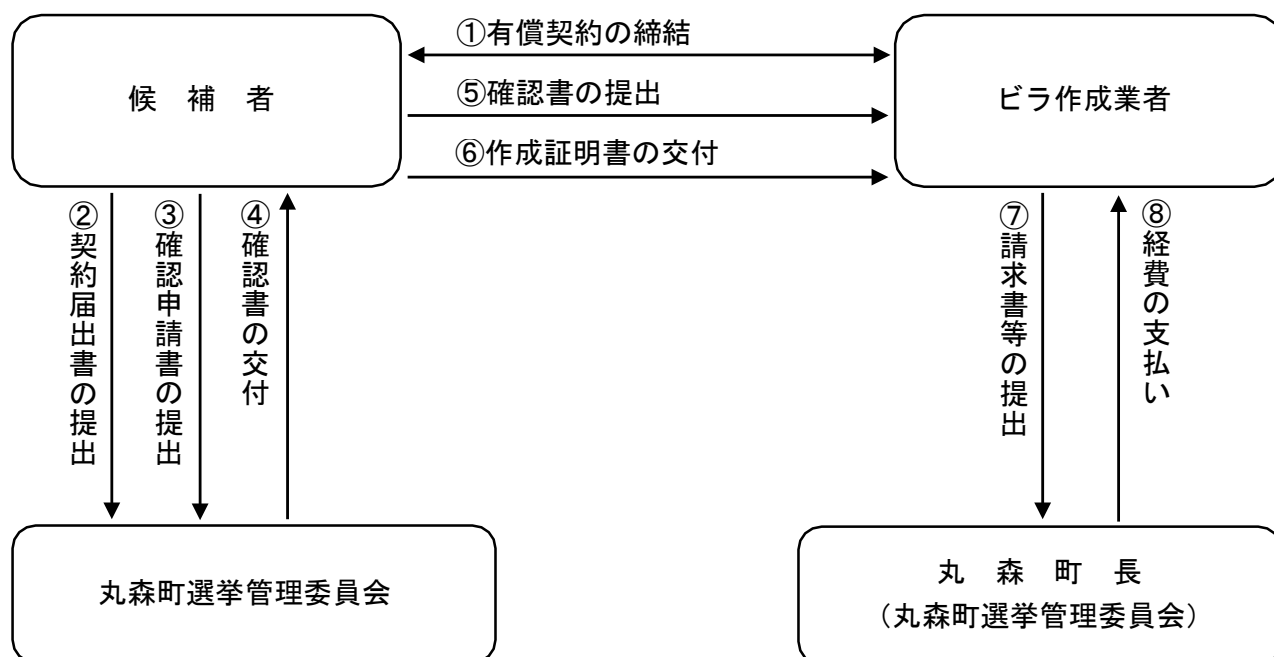
2 町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

3 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
（あ ら か じ め ） 立候補届出のとき	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第 2 号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第 5 号】	
請 求 の と き	選挙運動用ビラ作成枚数確認書の写し 【様式第 8 号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第 1 1 号】	
	選挙運動用ビラ作成費用請求書 【様式第 1 4 号】	
	請求内訳書 【様式第 1 4 号（別紙）】	

選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約書(写) 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書等の提出 (ビラ作成業者⇒町長)	選挙運動用ビラ作成費用請求書 【様式第14号】 請求内訳書 【様式第14号(別紙)】	④の確認書(写) ⑥の作成証明書 作成したビラの見本
⑧	経費の支払い (町長⇒ビラ作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町長に⑦の請求をすることができません。

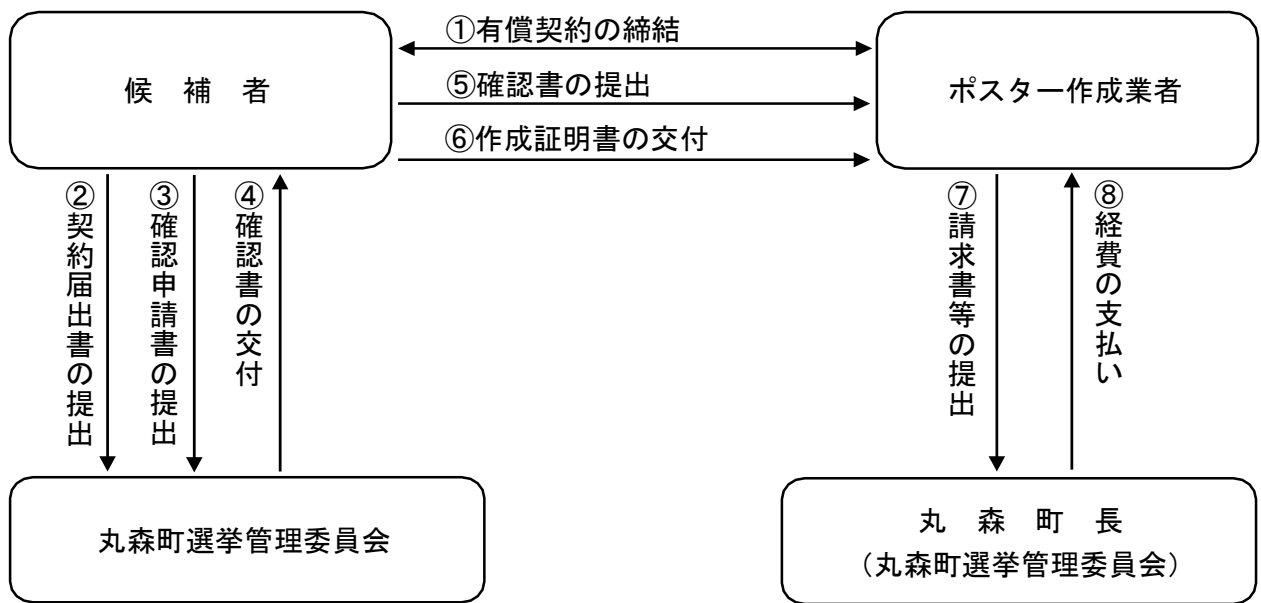
2 町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会への提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め (立候補届出のとき)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第 3 号】	
	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第 6 号】	
請 求 の と き	選挙運動用ポスター作成枚数確認書の写し 【様式第 9 号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第 1 2 号】	
	選挙運動用ポスターの作成費用請求書 【様式第 1 5 号】	
	請求内訳書 【様式第 1 5 号 (別紙)】	

選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	契約届出書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書(写) 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第12号】	
⑦	請求書等の提出 (ポスター作成業者⇒町長)	選挙運動用ポスター作成費用請求書 【様式第15号】 請求内訳書 【様式第15号(別紙)】	④の確認書(写) ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町長⇒ポスター作成業者)		

注) 1 供託物が没収される候補者の経費については、町長に⑦の請求をすることができません。

2 町長に対する上記の請求については、選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 選挙運動費用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、丸森町長選挙及び丸森町議会議員選挙（補欠選挙を含む）における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異なる点がありますので、ご注意ください。

【1 共通事項】

Q 1 契約の締結にあたって「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるよう、適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書の契約業者への交付は、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際の契約内容に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。(印影など一部非開示部分あり。)

【2 自動車の借入れ】

Q 1 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両で、候補者 1 人につき 1 台となります。

Q 2 選挙運動用自動車として 2 台借りることはできますか。この場合、2 台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者 1 人につき 1 台に限られます。

Q 3 選挙運動用自動車として 1 台、事務所の連絡用に 1 台借りる予定ですが、2 台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車 1 台分のみです。

Q 4 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体の費用と車両本体以外の費用とを明示した有償契約を締結する必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳が確認できる書類が必要になります。

Q 5 選挙運動期間前から借りたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間であり、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担の対象期間となります。

Q 6 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書の契約期間はどのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載しますので、選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は、公費負担の対象外となります。

Q 7 月極契約により選挙運動用自動車を借入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。

A **自動車**借入れに対する公費負担制度は、1日あたりの借入金額に基づく制度になっていますので、契約にあたっては、1日あたりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合は、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」というように、1日あたりの借入金額を設定せずに契約する場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日あたりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が、公費負担の対象となります。

Q 8 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 選挙運動用自動車の借入れについては、公費負担制度上、次のア及びイに該当する場合以外には、契約の相手側の条件は特に規定されていません。

ア 一般乗用旅客自動車運送事業者とのハイヤー契約（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代の一括契約）

イ 候補者と生計を一にする親族からの借入れ（当該親族がレンタカー業を営む場合に限る。）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 9 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借り入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

なお、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるよう、適切な契約を行っていただく必要があります。

Q10 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用する場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象になりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

※ 親族とは、配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族をいいます。

Q11 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A ハイヤー契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業」を営業者に限られます。

【3 燃料の供給】

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車 1 台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車 1 台の燃料に限ります。

Q 3 2 社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2 社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2 社合わせた金額について限度額の範囲内で、公費負担を受けることができます。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられますので、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票は必ず保管してください。

なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されている必要があります。

【4 運転手の雇用】

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらう場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となり、選挙運動期間以外の運転は、対象になりません。

Q 3 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となっており、同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 4 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象になりません。

Q 5 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となりますので、法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象になりません。

【5 選挙運動用ビラの作成】

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなものですか。

A 公職選挙法 142 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋

(文書図画の頒布)

第 142 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。

この場合において、ビラについては、散布することができない。

(1) ～ (6) 略

(7) 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1,600 枚

Q 2 選挙運動用ビラには規格など制約がありますか。

- A
- ・枚数…町長選挙 5,000 枚以内、町議会議員選挙 1,600 枚以内
 - ・種類…2 種類以内
 - ・規格…長さ 29.7cm × 幅 21cm (A4 版以内) 両面印刷が可能
 - ・記載内容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
 - ・証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

A 次の方法または場所において頒布することができます。

- ・新聞折込
- ・候補者の選挙事務所内
- ・個人演説会の会場内
- ・街頭演説の場所

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが求められます。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

【6 選挙運動用ポスターの作成】

Q 1 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。（ただし、金額、作成枚数に上限があります。）

対象費用としては、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 2 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象となり、通常葉書の印刷費用は、対象になりません。

Q 3 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外経費に区分することが必要です。

なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。